

西武ビジネスWebサービス利用規定

第1条 西武ビジネスWebサービス

1. 西武ビジネスWebサービスの内容
西武ビジネスWebサービス(以下「本サービス」といいます。)とは、契約者ご本人が(以下「お客さま」といいます。)、パーソナルコンピューター等の機器(以下「端末」といいます。)を通じて、当金庫に振込・振替取引、口座情報の提供等の取引の依頼を行い、当金庫がその手続を行うサービスをいいます。
2. 利用対象者
利用については当金庫が申込を承諾した個人、個人事業者及び法人事業者の方とさせていただきます。
3. 使用できる機器
本サービスの利用に際して使用できる機器は、当金庫所定の機能を有するものに限り、ます。
なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。
4. 利用時間
本サービスの利用時間は、第1項の取引毎に当金庫が定めた時間内とします。また、当金庫はこの利用時間をお客さまに事前に通知せずに変更する場合があります。
5. 利用手数料等
 - (1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫が別にお知らせした利用手数料(消費税を含む)をお支払いいただきます。この場合、当金庫は普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)または当座勘定規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手等の提出は不要とし、本サービス利用手数料を申込み口座(別途お届けのある場合はその指定口座)より、毎月7日(休日の場合は翌営業日)に自動的に引落します。
 - (2) 本サービスにより振込をする場合には、当金庫が別にお知らせした振込手数料を別途お支払いいただきます。
 - (3) 本項(1)の本サービス利用手数料及びその他の諸手数料についても、提供するサービス等の変更に伴い、新設・変更する場合があります。

第2条 利用の申込

1. お客さまは、本サービスの利用に際して、当金庫所定の方法によりお客さまの口座番号等その他必要な事項を届出るものとします。
2. お客さま本人が本サービスを申込みますと、当金庫は必要な事項を記載した「初期登録情報のお知らせ」を交付しますので、所定の設定を行ってください。
3. 「ログインID」と「パスワード」は重要な情報です。お客さまが「ログインID」と「パスワード」を指定する場合は、当金庫が定める文字数の範囲内で指定してください。また、各「ログインID」、「パスワード」の指定にあたっては、生年月日や電話番号等第三者から推測可能な番号の指定は避けるとともに、第三者に知られないように厳重に管理してください。
4. お客さまの「ログインID」、「パスワード」等が第三者に知られた場合、またはその恐れがある場合(「パスワード」などを記載した「初期登録情報のお知らせ」を紛失した場合も含みます)、機器の盗難・遺失などにより「ログインID」、「パスワード」を第三者に知られる恐れがある場合には、お客さまは当金庫所定の時間内に電話又は文書により当金庫にその旨を届出てください。届出の受付により、当金庫は本サービスの利用を停止します。ただし、この停止に拘らず、届出前に依頼済の振込・振替等は、お客さまの意思により有効なもののみとします。
5. 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。本サービスの利用を再開するには、当金庫に連絡のうえ所定の手続をおとりください。
6. 当金庫が本規定(当金庫所定事項に定める事項を含みます)にしたがって本人確認をして取引を実施した場合、「ログインID」、「パスワード」等について不正使用、その他の事故があっても当金庫は当該依頼をお客さまの意志に基づく有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。当金庫が交付する「パスワード」が記載されている「初期登録情報のお知らせ」等はお客さま本人が厳重に管理し、第三者に教えたり、紛失・盗難にあわないよう十分に注意してください。
7. お客さまがお取引の安全性を確保するため、「ログインID」、「パスワード」を変更する場合には、当金庫所定の手続きにより変更が可能です。
8. お客さまが、「ログインID」「パスワード」又は「一問一答の合言葉」等を失念した場合には、書面にて所定の手続きによりお届けいただく取扱いとなります。
9. 本サービスの利用において、お届けの「パスワード」と異なる入力、連続して当金庫の定める回数行われた場合、本サービスの利用を停止させていただきます。この場合も、すでに依頼済みで当金庫が処理していない振込、振替等の依頼は有効に存続するものとします。

第3条 本人確認の方法

1. 本サービスをご利用いただく際の本人確認方法には「ID・パスワード方式」および「電子証明書方式」があります。どちらの方式をご利用するかについて、お客さまは『西武ビジネスWebサービス申込書』によりあらかじめ当金庫に届け出るものとします。
 - (1) ID・パスワード方式
ログイン ID およびログインパスワードによりお客さまご本人であることを確認する方式。
 - (2) 電子証明書方式
電子証明書およびログインパスワードによりお客さまご本人であることを確認する方式。
 - (3) リスクベース認証方式
あらかじめ登録いただいた「一問一答の合言葉」により利用者ご本人であることを確認する方式。
 - (4) ワンタイムパスワード認証方式
 - ①ソフトウェアトークン
ログイン ID または電子証明書とログインパスワードに加えて、お客さまの携帯電話またはスマートフォンに生成表示されるパスワードで利用者ご本人であることを確認する方式。
 - ②ハードウェアトークン
ログイン ID または電子証明書とログインパスワードに加えて、専用の端末機に生成表示されるパスワードで利用者ご本人であることを確認する方式。
2. 「ID・パスワード方式」および「電子証明書方式」いずれの場合も、お客さまは本サービスを初めて利用する際、端末から当金庫に登録されている「代表口座」「仮ログインパスワード」と「仮確認用パスワード」との一致の確認と、その他当金庫が定める方法による本人確認(以下「本人確認」といいます)を行います。ご利用に際して必要な「ログイン ID」、「パスワード」、その他の本人確認方法の規格、数、設定方法等は当金庫が定めるものとし、当金庫が必要とする場合、変更することができるものとします。
 - (1)「ログイン ID」登録後における最初のログイン時に、「ログインパスワード」および「確認用パスワード」の変更を行ってください。この変更手続きによって当金庫に登録されていたパスワードは消滅し、「ログインパスワード」および「確認用パスワード」はお客さまがこの変更手続きによって登録されたものとします。
3. 「電子証明書方式」をご利用の場合には、当金庫が発行する電子証明書を当金庫が定める方法により、お客さまの端末にインストールしていただきます。なお、「電子証明書方式」の場合、ログイン ID は電子証明書のインストールのためにのみ使用されます。
 - (1)電子証明書は当金庫所定の期間(以下「有効期間」という)に限り有効です。お客さまは、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。なお、当金庫は契約者に事前に通知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。
 - (2)本契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。
 - (3)電子証明書をインストールした端末を譲渡、破棄する場合、お客さまが事前に当金庫所定の方法により電子証明書の削除を行うものとします。お客さまがこの削除を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他の事故が発生しても、そのために生じた損害につきましては、当金庫は責任を負いません。なお、端末の譲渡、破棄により新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を再インストールしてください。
4. お客さまが本サービスにより依頼を行うにあたっては、「端末」より「ログイン ID(ID/パスワード方式の場合)」または電子証明書(電子証明書方式の場合)、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」、(以下「パスワード等」といいます。)を当金庫宛に送信するものとします。当金庫は送信された電子証明書、パスワード等を当金庫に登録された電子証明書、パスワード等の一致を認識した場合は、当金庫は次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - (1)お客さまの意思による利用の申込、または承諾の意思表示であること。
 - (2)受信した依頼内容が真正なものであること。
5. 取引業務にて電子証明書、パスワード等が不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。電子証明書、パスワード等は、第三者に知られたり盗難されないようお客さまご本人が厳重に管理するものとします。
6. お客さまが「パスワード等」、「収納機関が指定する項目」などの入力にあたり、当金庫所定の回数以上を連続して誤った場合には、当金庫は事前に通知することなく本サービスの取扱を中止することができるものとします。サービスの再開にあたっては、当金庫所定の方法により手続きが必要となります。

第4条 取引の依頼・依頼内容の確定

1. 取引の依頼方法
本サービスによる取引の依頼は、第3条に従ってご本人である事が確認出来た後、お客さまが取引に必要な事項を所定の方法で当金庫に伝達して行なうものとします。当金庫は、お客さまがあらかじめ取引を指定した口座(以下「サービス利用口座」といいます)で依頼された取引を実施します。
2. 取引内容の確定
当金庫が本サービスによる取引の依頼を受付けた場合、お客さまに依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、所定の方法で確認した旨を当金庫に伝達してください。当金庫は伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、所定の方法で各取引の手続を行ないます。受付完了確認画面で確認できなかった場合は「振込・振替照会」機能で確認してください。

3. サービス利用口座のご利用について
 - (1)「サービス利用口座」からのお支払い(振込・振替)の場合、普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、当金庫が定めた方法で振替・振込資金と振込手数料等を通帳・払戻請求書・当座小切手等なしで引落しを行いません。
 - (2)本項(1)に定める取引において引落しが成立しなかった場合(残高不足の他、当該口座の解約、ローンの延滞、差押による支払停止等の場合も含みます)には、当該取引の依頼はなかったものとして取扱います。

第5条 振込・振替取引

1. 振込・振替取引の内容

- (1)入金指定口座への入金は、次の方法で取扱います。
 - ①支払指定口座と入金指定口座とが同一店舗内であつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
 - ②入金指定口座が支払指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、又は、当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。
- (2)支払指定口座は「サービス利用口座」として登録されている、普通預金(総合口座を含みます)または、当座預金とします。

2. 振込金額等の上限金額の設定

一つの口座からの一日当りの振込金額の上限は、当金庫所定の振込限度額の範囲内で且つ、お客さまにより登録された、口座毎の振込限度額の範囲内とします。また、後記「データ伝送サービス」では、これとは別にデータ伝送による一日当りの合計金額に、振込限度額を設定していただきます。なお、当金庫はお客さまに事前に通知することなく、一日当りの振込限度額を変更することがあります。

3. 処理日の指定方法

- (1)処理日は、お客さまの端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当金庫所定の期間内の営業日を指定する取扱いが受けられるものとします。なお、当金庫はお客さまに事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- (2)お客さまの依頼した処理日を指定した取引については、処理日の前営業日の本サービス利用時間内までは、所定の方法により取消し出来ます。ただし、この時間を過ぎての取消はできませんのであらかじめご了承ください。

4. 入金不能時における取扱い

お客さまより依頼を受けた振込において、先方の金融機関で受取人口座に入金できなかった場合、当金庫はお客さまより組戻依頼を受けることなく資金を返却し、代わり金をお客さまのサービス利用口座へ入金することとします。また、振込手数料の返却はいたしません。

5. 振込先口座について

振込先口座は、振込先の金融機関の合併等があった場合に、お客さまからの届出なしに当金庫が変更することがあります。

第6条 データ伝送サービス

1. サービスの定義

- (1)データ伝送サービス(以下「データ伝送」といいます)とは、当金庫に対し所定の申込手続きを完了したご契約先と当金庫とが、当金庫との取引に関するデータ(以下「データ」といいます。)をインターネットを通じて授受するサービスをいいます。
- (2)データ伝送が可能なデータの種類の種類は、申込書により契約したファイル伝送区分の範囲とします。

2. 取扱方法

- (1)「データ伝送」により取り扱うデータは「総合振込」「給与振込」「賞与振込」「口座振替」とします。
- (2)データの授受にあたり、伝送時限、データの仕様等については、当金庫が定める方法により行ってください。
- (3)総合振込・給与振込・賞与振込をご利用の場合、振込資金および当金庫が別にお知らせした振込手数料(以下「振込資金等」といいます。)は総合振込は振込指定日の前営業日、給与振込および賞与振込は振込指定日の3営業日前、までにサービス利用口座へ入金してください。振込資金等のサービス利用口座からの引落しは、普通預金規定、普通預金規定(無利息型)、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取り扱います。
- (4)当金庫は伝送された振込データに瑕疵があり、その処理が困難であると判断した場合は、当該データの受付をしません。

3. 上限金額

- (1)当金庫は、総合振込・給与振込・賞与振込・預金口座振替について伝送一回あたりの上限金額を設けます。なお、この上限金額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。
- (2)ご契約先は前号のそれぞれのデータ伝送種類毎について、前号に基づき定められた伝送一回あたりの上限金額を限度に、上限金額を設定することができるものとします。
- (3)上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

4. 総合振込サービス

- (1)ご契約先は、当金庫に対しご契約先の取引先に対する支払金の振込事務(以下「総合振込」という)を委託し、当金庫はこれを受諾します。

- (2)総合振込による振込を指定できる口座は、当金庫の本支店ならびに「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関のお客さまの取引先名義の普通預金、当座預金、貯蓄預金とします。
 - (3)振込依頼は、当金庫の定める時間内にデータ伝送により当金庫宛送信するものとします。
 - (4)当金庫は、ご契約先が総合振込の依頼のために前3号に従い伝送したデータにより指定された振込指定日に振込手続をします。
 - (5)振込資金は振込指定日の1営業日前までにサービス利用口座へ入金してください。
 - (6)依頼人の取引先に対する振込金の支払開始時期は、振込金が入金指定口座に入金された時とします。
 - (7)当金庫は振込受取人に対し、入金通知を行いません。
5. 給与(賞与)振込サービス
給与(賞与)振込サービスを取扱う場合、本契約に定めのない事項については、別途締結する「契約書」により取り扱うものとします。
6. 預金口座振替サービス
預金口座振替サービスを取扱う場合、本契約に定めのない事項については、別途締結する契約書により取り扱うものとします。
7. 振込の組戻
(1)振込契約の成立後にその依頼を取り止める場合は、取引店の窓口において次の組戻手続により取り扱います。
 - ①組戻の依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に記名捺印のうえ、取引店に提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求める場合があります。
 - ②当金庫は、組戻依頼に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関へ発信します。
 - ③組戻された振込資金は、当該資金が払い出された口座に返却します。
- (2)前1号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している場合は、組戻ができない場合があります。
この場合は、受取人との間で協議してください。

第7条 口座情報の提供サービス

1. 内容
当金庫はお客さまからの依頼により「サービス利用口座」として登録されている口座について、各種の照会(残高照会、入出金明細照会など)サービスを行ないます。
2. 利用時間
照会サービスの利用時間は当金庫が別途定めた時間内とします。ただし、当金庫はお客さまに事前に通知することなく利用時間を変更することがあります。
3. 口座情報
(1)照会サービスでは、当金庫が定める範囲の取引内容を回答します。ただし、当金庫はお客さまに事前に通知することなくその範囲を変更することがあります。
(2)当金庫から照会サービスにより回答した内容について、振込依頼人から訂正依頼があった場合やその他の理由により変更があった場合には、内容が変更される場合があります。

第8条 税金・各種料金の払込みサービス

1. 取引の内容
(1)税金・各種料金の払込みサービス(以下「料金払込みサービス」といいます)とは、当金庫所定の収納機関(以下「収納機関」といいます)に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引落とし、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落とし金を払込むことができるサービスをいいます。
(2)料金払込みサービスの一回あたり、および一日あたりのご利用限度額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、所定上限額をその裁量によりお客さまに通知することなく変更する場合があります。
(3)料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第5条(振込・振替取引)における振込取引と同様の取扱いとします。
(4)一度依頼した払込みは取消できないものとします。
(5)当金庫は、お客さまに対し払込みにかかる領収書を発行いたしません。
(6)収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問合せください。
(7)料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。
2. 利用の停止・取消し等
(1)収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することがあります。料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。
(2)収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には料金払込みサービスを利用できません。
(3)収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなる場合があります。

第9条 免責事項など

1. 次の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
 - (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
 - (3) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
 - (4) 通信経路における盗聴などの不正使用、その他の事故により、「パスワード」や取引情報等が漏洩したために損害が生じたとき
2. お客さまは本サービスの利用に際し、公衆回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性及び本サービスで当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。
3. お客さまは、本サービスの利用にあたりお客さま自身が所有管理する端末等、通信媒体が正常に稼動するようお客さまの責任において管理して下さい。当金庫は、取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。取引機器が正常に稼動しなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
4. 当金庫が書類に使用された印影を届出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
5. 当金庫の責めによらない事由により、第三者(当金庫職員を除きます)が、「初期登録情報のお知らせ」に記載の「パスワード」等を知り得たとしても、そのために生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。

第10条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、この規定の他、各サービス利用口座にかかる各種規定、普通預金規定(西武総合口座取引規定を含みます。)、各種カード規定、当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、為替取扱規定、カードローン契約規定、総合振込に関する契約書、給与振込に関する契約書、預金口座振替に関する契約書、口座振替収納事務契約書等の各規定により取り扱います。

第11条 規定の変更など

1. 本規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

第12条 海外からの利用

現地にインターネット接続可能な環境があり、必要な OS・ブラウザの条件を満たしていればご利用いただけます。ただし、国・地域によっては法令、事情、その他の事由によりご利用いただけない場合がありますので、当該国の法律・制度をよくご確認ください。

第13条 届出事項の変更など

預金口座などについてのお届出印、氏名・住所・電話番号・その他の届出事項に変更があった場合には、各種預金規定およびその他の取引規定に従い、ただちに書面によって当金庫に届出て下さい。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第14条 利用停止など

お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

1. 本サービスが法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合
2. お客さまが当金庫に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましが判明した場合またはそれらの疑いがあると当金庫が判断した場合
3. お客さまが当金庫に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当金庫が判断した場合

第15条 解約など

1. この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。

2. 当金庫が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合に、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由によりお客さまに到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものと見なします。
3. 代表口座が解約されたときは、本契約は全て解約されたものとみなします。
4. お客さまに以下の事由が一つでも生じたときは、当金庫はいつでもお客さまに連絡することなく、この契約を解約することができるものとします。
 - (1) 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があったとき
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当金庫においてお客さまの所在が不明になったとき
 - (4) 当金庫に支払うべき別にお知らせした手数料を3ヵ月以上支払わなかったとき
 - (5) 一年以上にわたり本サービスの利用がないとき
 - (6) 相続の開始があったとき
 - (7) 本契約に違反する等、当金庫サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
 - (8) 本サービスが法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合
 - (9) お客さまが当金庫に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましが有ることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当金庫が判断した場合
 - (10) お客さまが当金庫に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当金庫が判断した場合
5. お客さまが「ログイン ID」を失念した場合には、当契約は解約後新規の取り扱いとなります。
6. 解約によって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

第16条 顧客情報の取扱い

本サービスの利用に関し、当金庫はお客さまの情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当金庫の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当金庫は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

第17条 移管

1. サービス利用口座をお客さまの都合で移管する場合、本サービスの契約は解約となりますので、新たに移管後の口座で契約をし直してください。
2. サービス利用口座が店舗の統廃合等、当金庫の都合で移管された場合、原則として本契約は新しい取引店に移されま。ただし、お客さまに連絡の上個別の対応とさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

第18条 契約期間

この契約の当初期間は、当初契約日から起算して一年間とし、お客さま又は当金庫から特に書面による申出のない限り、契約期間満了日から起算してその後一年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。

第19条 譲渡・質入れの禁止

この取引に基づくお客さまの権利は、譲渡・質入れすることはできません。

第20条 準拠法・合意管轄

1. 本契約の契約準拠法は日本法とします。
2. 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。